

〔新規融資に関する取組み事例〕

「不動産担保余力の乏しい先に対する特許権を活用した知的財産担保融資」

(豊和銀行)

1. 当該取組みを始めるに至った経緯、動機、打開が必要だった状況

- ・ A社は溶接機械製造販売業を営んでおり、得意分野は小型溶接システムであり、マグネシウム合金の特許を取得（アメリカ、日本、韓国で特許取得）。
- ・ A社は設立以降、営業力・技術力により安定した業況で推移しているが、機械等設備資金の借入額が大きくなっており、業容拡大していく中で、既存取引金融機関からの与信増加に伴う保全要請もあり、既存不動産担保以外での資金調達が今後必要とされる状況であった。
- ・ こうした中、受注増加に伴う増加運転資金に対する担保不足といった課題の解決を図るべく、当行が知的財産担保融資を提案して取組みを支援。

2. 当該取組みの具体的内容

- ・ 当行は、対象企業の技術力並びに成長性の根源は、マグネシウム向けの溶接装置等にいち早く参入を果たした技術力であると考え、マグネシウム向けの溶接技術の特許取得していたことから、同特許を活用した知的財産担保融資を提案。
- ・ 特許権を当行が業務提携を行っている外部評価会社で評価。当該評価結果を用いて担保権を設定し、評価額の一定割合の範囲で融資を行うもの。対象企業の代表者も自社の特許権を数値化し、今後の経営戦略へ活用できると判断。
- ・ 当行では、これまでも知的財産担保融資案件の発掘を行ってきたが、研究開発目的で取得した特許が多く、特許が売上に貢献していないため評価が出ないケースがほとんど。その中で、保有特許が売上に貢献していた当該企業を発掘。

3. 当該取組みの成果

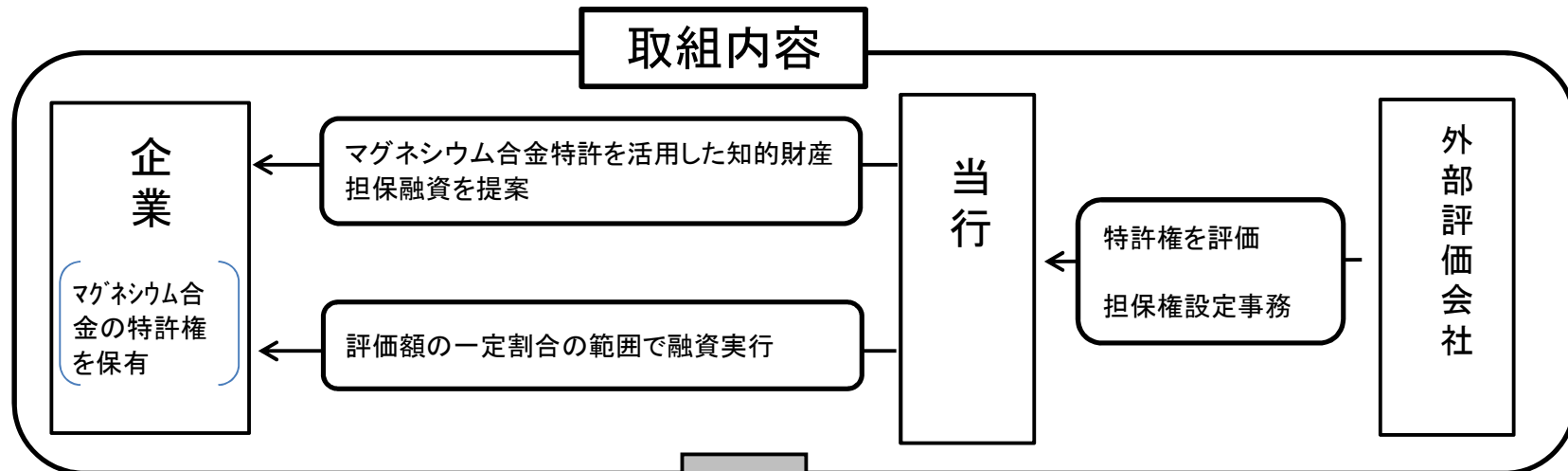
- ・ 評価の難しかった特許権の評価にあたって外部評価会社を活用した結果、対象企業の市場・技術調査の客観的評価の確認ができ、また想定以上の評価額が出たことにより、金融機関からの追加支援、今後の経営戦略への活用や対外信用力の向上が図れた。

# 新規融資に関する事例: 不動産担保余力の乏しい先に対する特許権を活用した知的財産担保融資

## 課題、克服すべき状況

- ・営業力、技術力はあるものの、借入過大で担保不足の機械製造販売会社
- ・既存取引金融機関からの与信増加に伴う、保全要請への対応
- ・マグネシウム合金の特許権は持っているが、評価が難しい

## 取組内容



## 成果

### <顧客>

- ・対外信用力が向上し、金融機関から追加支援が可能となった
- ・数値化できた特許権を今後の経営戦略へ活用

### <銀行>

- ・対象企業の市場・技術調査の客観的確認が可能となった